

公安委員会 報告資料	地域警察運営規則の一部改正について	令和6年10月24日 地 域 課
<p>1 公布・施行日 令和6年9月13日</p> <p>2 改正の趣旨 地域における人口動態の推移や警察事象の変化によりきめ細やかに対応するべく、必要な体制を構築し、より効果的な運用が可能となるよう改正された。</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 通常基本勤務の柔軟化（規則第5条第1項） 立番、見張り、在所、警ら、巡回連絡等の勤務方法の中から地域の実態に即した勤務を定めることが可能である旨改正された。</p> <p>(2) 交番・駐在所の運用基準の見直し（規則第16条第1項及び第2項） 昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、日勤制の地域警察官による交番、駐在所の運用を図ることが可能である旨改正された。</p> <p>(3) 巡回連絡を効率的に行うための改正（規則第20条第2項） 地域警察部門以外の他部門の警察職員に対し、巡回連絡への協力を求めることが可能である旨改正された。</p> <p>(4) 移動交番及び臨時交番の運用基準の見直し（規則第21条第1項） 治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、運用が可能である旨改正された。</p> <p>(5) 駐在所における交番相談員の活用（規則第29条及び第32条） 所管区の実態を勘案して特に必要があると認める場合は、駐在所においても交番相談員を配置することが可能である旨改正された。</p>		